



保育園等を利用するにあたって

保育園等は、保護者が就労や病気などの理由により家庭で児童を保育できないとき、保護者に代わって一定時間の保育を行う施設です。保育園等の利用を希望する場合は、保育の必要性についての認定（給付認定）を受ける必要があります。

給付認定の区分

給付認定は、お子さんの年齢や保育を必要とする事由（保護者の就労状況等）に応じて3つの認定区分に分けられ、その区分によって利用できる施設や時間が変わります。

認定区分	対 象		利用できる主な施設
1号認定（教育標準時間認定）	満3歳以上	幼稚園等での教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定（保育認定）		下表の「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望	保育園、認定こども園
3号認定（保育認定）	満3歳未満		

保育の必要量の区分(保育時間)

保育認定（2号・3号）を受ける人は、「保育を必要とする事由」の状況から、保育時間が保育の必要量によって「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。なお、基本的な保育時間は8時間です。

標準時間認定であっても、実際の保育園利用時間は、就労時間に通勤時間を加えた時間が目安です。

《利用のイメージ》 ★開所時間など時間の設定は施設ごとで異なります。

公立・私立 ※ 7時		18時	19時
【保育標準時間】	通常保育（利用可能時間：1日あたり8時間～11時間）		延長保育
公立	7時	8時	16時
【保育短時間】	延長保育	通常保育（利用可能時間：1日あたり8時間まで）	延長保育
私立	7時	8時30分	16時30分
【保育短時間】	延長保育	通常保育（利用可能時間：1日あたり8時間まで）	延長保育

※「保育標準時間」認定を受けられる場合でも、祖父母の協力が得られるなど、ご希望の場合は「保育短時間」での利用が可能です。

「保育標準時間」…フルタイム就労等を想定 「保育短時間」…パートタイム就労等を想定

保育を必要とする事由

保育認定（2号・3号）は、保護者（父母ともに）が下記の事由に該当する場合に限り受けることができます。事由に該当しなくなった場合はその時点までの利用となります。

保育を必要とする事由		事由を証明する書類
①就労 (月48時間以上)	日常の家事以外の仕事をしている場合	就労証明書、自家営業等就労申立書 開業届（自家営業を開業した場合）
②疾病・障害	病気、負傷、心身に障害がある場合	診断書（保育が困難なことがわかるもの）、障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等の写し
③介護等	常時、介護・看護を要する親族がいる場合	
④災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合	り災証明書、保育必要性の申立書
⑤求職活動 ※	求職活動を継続的にしている場合 (仕事をする意志がある場合に限る)	求職中の入園申込誓約書、 求職活動支援機関等利用証明書
⑥就学	学校または職業訓練校に通学している場合	在学証明書（学生証）、カリキュラム等受講状況のわかるもの、保育必要性の申立書
⑦育休取得中	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがおり、継続して利用が必要な場合	就労証明書（育児休業期間の記載のあるもの）
⑧妊娠・出産 ※	妊娠中であるか出産後間もない場合	母子健康手帳の写し（出産予定日、母氏名記載のページ）
⑨その他	上記に類するものとして町が認める場合	個別にご相談ください

※ 認定期間に制限があります。⑤求職活動…最長90日間 ⑧妊娠・出産…産前8週の月初日から産後8週の月末まで

利用の申し込み

提出書類をもとに、給付認定（新規利用の方のみ）および入園の可否を決定します。

4/1 入園の方には令和7年度中に支給認定証・入所承諾書を送付予定です。4/2以降に入園の方には、入園時期が近づいてきましたら送付いたします。（入園取りやめや申込内容に変更があった場合、速やかに子育て支援室までご連絡ください。）

町内認定こども園の利用を希望する場合

利用を希望する認定こども園にて「令和8年度教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」を受け取り、必要書類を添えて認定こども園に直接お申し込みください。

町外保育園等の利用を希望する場合

※原則、保護者の勤務地の都合や里帰り出産による場合

申し込み前に施設側の内諾を得たうえで、役場子育て支援室で「令和8年度教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」を受け取り、役場子育て支援室へ必要書類を添えてお申し込みください。

必要書類

- 令和8年度教育・保育給付認定申請書兼入園申込書
- 保育を必要とする事由を証明する書類 ※該当する書類は前ページでご確認ください
- 個人番号が分かるもの ※新規に入園される方のみ…保護者（父母）及び入園児童分
- 提出者の本人確認書類（運転免許証など）



申込受付期間：令和7年11月4日（火）～12月1日（月）【期間厳守】

年度途中からの利用を希望される場合は、希望する施設へその旨お知らせください。ただし、定員等の都合でご希望にそえない場合があります。

中能登町の認定こども園（2号・3号認定）

施設名		利用定員	所在地	電話番号
私立幼保連携型	とりやのの子ども園	50名	春木11部38番地	74-0135
公立保育所型	たんぼぼ保育園	57名	春木3部18番地1	74-2054
	こすもす保育園	107名	良川た部3番地	74-2051
	あおば保育園	97名	二宮力部58番地	76-8181
	つくし保育園	127名	水白19部1番地1	77-8181
	さくら保育園	97名	能登部下46部1番地1	72-8000

保育事業の内容（2号・3号）

保育内容			とりやのの子ども園（私立）	中能登町立認定こども園（公立）
入園年齢			生後2ヶ月（産休明け）から入園できます。	
保育 区分	標準時間	通常保育	【平日】 7：00～18：00 【土曜】 7：00～12：00	【平日】 7：00～18：00 【土曜】 7：00～12：00
		延長保育 ※	【平日】 18：00～19：00	【平日】 18：00～19：00
	短時間	通常保育	【平日】 8：30～16：30 【土曜】 8：30～12：00	【平日】 8：00～16：00 【土曜】 8：00～12：00
		延長保育 ※	【平日】 7：00～8：30／16：30～19：00	【平日】 7：00～8：30／16：30～19：00
土曜午後保育（予約制）			12：00～18：00	12：00～18：00
病児保育			【体調不良児対応型】利用は在園児のみ（無料）	【病後児型】2,000 円
休日保育			無料（在園児のみ）	なし
一時預かり			日額 2,000 円 、 半日額 1,000 円 （日額利用のみ食事代 220 円が別途かかります）	日額 2,000 円 、 半日額 1,000 円
健やかふれあい保育 （障がい児保育）			各関係機関との連携を持ちながら、専任スタッフを配置し一人ひとりにあった発達を促していきます。	関係機関の助言のもと、適切な保育に努めています。
子育て支援センター・マイ保育園			入園前の家庭での子育てを支援するため、相談受付や育児教室等を開催しています。	

※延長保育の利用料は【短時間通常保育の前後（～18:00）】50円/30分、【18:00～19:00】100円/30分

月額払いの場合は、私立30分・15日以上1,500円、1時間・15日以上3,000円。公立3,000円。

保育料及び副食費（おかず代）について

保護者の収入や子どもの数に関係なく、すべての児童の保育料を無償化しています。（延長保育、一時預かり等の特別保育は対象外）また、3～5歳児の副食費（おかず代）についてもすべての児童を対象に無償化しています。（0～2歳児の副食費は保育料に含まれるため、同じく無償となります）

お問い合わせは各認定こども園（連絡先は上記に掲載）、または役場子育て支援室（行政サービス係）TEL 72-3134 まで

申請書の記入例

- ◎黒いボールペンまたは黒インクではっきり書いてください。消えるインクを使用したペンでの記入はしないでください。
◎修正箇所は二重線を引いて訂正印を押してください。修正ペン・修正テープは使用しないでください。
◎記入漏れ・押印漏れがないように再度確認をお願いします。

令和8年度 教育・保育給付認定申請書 兼 入園申込書

中能登町長 殿

〒 番地・アパート・部屋番号まで記入

令和 ×× 年 ×× 月 ×× 日

保護者住所

中能登町 ●● ××部 ▲▲番地

押印不要

継続入園…前年度も同じ園に通園の場合

氏名 中能登 太郎

児童との続柄
(父・母)

次のとおり、保育園等の入園及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る給付認定を申請します。

申請児童	氏 名 及び 生年月日 (ふりがな) なかのと いちろう 中能登 一郎 生年月日：平成 ×× 年 ×× 月 ×× 日		個人番号 ☒ 新規入園→下欄に個人番号を記入 ☐ 継続入園→個人番号の変更(有・無) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		性 別 ☒ 男・女 (第 3 子)	年 齢 0 歳児 R8.4.1 現在
	支給認定者番号 (××××)		*既に認定を受けている場合に記入		障害または療育手帳 (有・無)	
	保育の希望 (いずれかに○)	保護者の労働等の理由により、保育園又は認定こども園(保育機能部分)での保育の利用を希望 無 認定こども園等(幼稚園機能部分)での教育の利用を希望(保育との併願を除く)				
利用を希望する施設名	第1希望	●●●保育園 (希望理由：自宅から近いため)				
	第2希望	■■■認定こども園 (希望理由：母の職場から近いため)				
利用希望期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日					
希望する利用時間	平 日	8時00分~17時00分		土 曜 日	8時00分~12時00分	
	希望する 保育必要量			希望する 保育必要量	☒ 標準時間(11時間) ☐ 短時間(8時間)	

◆児童の家庭の状況◆ (父母は単身赴任等で別居の場合も記入)

児童の世帯員 (申請児童本人を除く)	続柄	氏 名	生 年 月 日 個人番号 ※新規のみ	年 齢	勤務先又は学校名等	R7.1.1の 住民登録地
	父	中能登 太郎 (平成××年×月×日生)	☒ 新規→下欄に個人番号を記入 ☐ 継続→番号の変更(有・無) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	32	●●株式会社	町内・町外
母	中能登 花子 (平成××年×月×日生)	☒ 新規→下欄に個人番号を記入 ☐ 継続→番号の変更(有・無) 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	29	スーパー▲▲	町内・町外 金沢市	
姉	中能登 夢子	平成××年×月××日	9	■■小学校	町内・町外	
兄	中能登 良男	令和××年×月××日	5	●●●●園	町内・町外	
祖父	中能登 松雄	昭和××年×月××日	69	無職	町内・町外	
祖母	中能登 竹子	昭和××年×月××日	62	無職	町内・町外	
		年 月 日			町内・町外	
保育料減免 適用確認欄	該当 (しない・ ☒ する) ☐ ひとり親(離婚・死別・未婚) ☐ 里親 ☐ 生活保護適用 ☒ 在宅障害児(者)のいる世帯(氏名：竹子 児童との続柄：祖母)					
連絡先	自宅：××-×××× 携帯(父)：×××-××××-×××× 携帯(母)：×××-××××-××××					

◆保育を必要とする理由◆ (保育の希望「有」の場合) いずれかひとつにチェック

保 護 者	父	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育休取得中 ☐ その他(具
	母	☒ 就労 ☐ 疾病 ☐ 妊娠・出産(予定日：令和 年 月 日頃) *産後の予定(育休・仕事復帰・その他) ☐ 就学 ☐ 育休取得中 ☐ その他()

保育を必要とする書類を添付してください

◆個人情報等の提供に当たっての同意欄◆

中能登町が「中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例第2条第2項」の規定により、施設型給付費・地域型保育給付費等の給付認定事務手続きに限りて地方税関係情報(同一世帯者含む)の取得および、世帯情報の閲覧、またその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

同意者(保護者)署名 中能登 太郎

押印不要

☆MEMO☆

